

## 高崎市じん臓機能障害者等通院交通費助成金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、じん臓又は小腸の機能に障害を有する者（以下「じん臓機能障害者等」という。）が、症状を軽減又は除去する目的で医療機関へ通院する際に要した交通費（以下「通院交通費」という。）の一部を助成することにより、じん臓機能障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 この要綱により通院交通費助成金の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、じん臓機能障害又は小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) じん臓機能障害又は小腸機能障害の症状を軽減又は除去する目的で、じん臓機能障害者にあつては人工透析療法、小腸機能障害者にあつては中心静脈栄養法又は経腸栄養法の医療の給付を受けるために通院する者
- (4) 当該年度分 市町村民税 非課税の者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等の他の法令等による通院交通費の給付を受けていない者

### (通院交通費)

第3条 助成対象となる通院交通費は、鉄道又は定期路線バス等の交通機関を利用した場合は、その運賃の額とし、自家用自動車による場合は、1Kmあたり16円で計算した額とする。

### (助成金の額)

第4条 通院交通費助成金の支給額は、前条の規定により計算した支給の対象となる期間に係る通院交通費又は次の表の左欄に掲げる通院距離の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる月額に当該支給の対象となる月数を乗じた額のいずれか少ない額とする。

通院距離（往復）	月 額
2 Km～25 Km未満	2,600円

2 5 K m ~ 7 5 K m 未 満	3 , 2 0 0 円
7 5 K m 以 上	5 , 2 0 0 円

(申請)

第 5 条 通院交通費助成金の支給を受けようとする者は、高崎市じん臓機能障害者等通院交通費助成金支給申請書（様式第 1 号）に通院証明書（様式第 2 号）を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期日は、4 月から 9 月分までにあつては 9 月 3 0 日とし、1 0 月から翌年 3 月分までにあつては 3 月 3 1 日とする。

(決定)

第 6 条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に関する必要な審査を行い、支給を可とした場合にあつては当該通院交通費助成金を支給し、支給を否とした場合にあつては高崎市じん臓機能障害者等通院交通費助成金不支給決定書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

(支給期月)

第 7 条 前条の規定より支給を決定した通院交通費助成金については、4 月から 9 月分までにあつては 1 0 月に、1 0 月から翌年 3 月分までにあつては 4 月にそれぞれ支給するものとする。

(支給対象者に係る資格の承継)

第 8 条 通院交通費助成金の支給対象者が第 5 条の規定による申請前に死亡した場合、当該支給対象者の死亡日において住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に同一世帯として記録されていた親族のうち市長が認めた者は、当該支給対象者の資格を承継し、同条の規定による支給申請を行うことができるものとする。

(通院交通費助成金の返還)

第 9 条 市長は、通院交通費助成金の支給を受けた者が偽りその他不正な方法により通院交通費助成金の支給を受けたことが確認された場合は、支給の決定を取り消し、既に支給した通院交通費助成金について返還を命じることができる。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 高崎市じん臓機能障害者通院手当支給要綱（昭和59年高崎市告示第37の2号）は、  
廃止する。